

(4) 土地の価格段階別に関する調

(単位:件、千円)

区 分	10万円未満のもの		10万円以上 13万円以下のもの		13万円を超え 20万円以下のもの		20万円を超え 150万円以下のもの	
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格
住 宅 用 宅 地	1	95	3	351	29	4,864	1,785	1,792,767
上記以外の宅地	820	28,246	98	11,272	174	28,242	3,860	3,247,528
農 地	1,358	61,784	278	31,662	332	54,214	1,026	493,515
山 林	867	28,269	70	8,058	99	15,783	198	89,577
そ の 他	333	6,877	7	778	16	2,473	25	12,278
計	3,379	125,271	456	52,121	650	105,576	6,894	5,635,665

区 分	150万円を超え 200万円以下のもの		200万円を超え 500万円以下のもの		500万円を超え 1,000万円以下のもの		1,000万円を超え 2,000万円以下のもの	
	件数	価格	件数	価格	件数	価格	件数	価格
住 宅 用 宅 地	1,199	2,096,515	3,822	12,217,455	1,118	7,136,027	139	1,819,637
上記以外の宅地	1,253	2,187,588	4,102	13,246,191	2,113	14,763,456	896	12,323,206
農 地	26	45,814	19	51,257	-	-	2	36,426
山 林	6	10,398	17	46,996	9	62,850	6	75,156
そ の 他	3	5,162	6	16,911	1	6,240	-	-
計	2,487	4,345,477	7,966	25,578,810	3,241	21,968,573	1,043	14,254,425

区 分	2,000万円を超えるもの		合 計	
	件数	価格	件数	価格
住 宅 用 宅 地	36	1,580,919	8,132	26,648,630
上記以外の宅地	738	46,568,272	14,054	92,404,001
農 地	-	-	3,041	774,672
山 林	5	774,343	1,277	1,111,430
そ の 他	2	206,296	393	257,015
計	781	49,129,830	26,897	121,195,748

(注) 1 価格とは、法附則第11条の5第1項の規定を適用した後の額である。
2 この調は、前(3)表の①、②及び③に記載したものをその価格段階別に区分したものである。

○事務所別内訳

(単位:件、千円)

区分	建 築 分		承 継 分				計	
			家 屋		土 地			
	件 数	調定額	件 数	調定額	件 数	調定額	件 数	調定額
大 河 原	203	218,912	611	89,185	1,843	87,014	2,657	395,111
仙 台 南	602	509,632	1,034	263,521	2,916	490,167	4,552	1,263,320
仙 台 中 央	594	780,468	1,195	431,806	1,796	726,335	3,585	1,938,609
仙 台 北	1,220	798,708	2,330	791,889	5,052	1,094,184	8,602	2,684,781
塩 釜	229	145,144	478	74,009	1,360	160,641	2,067	379,794
北 部	352	117,190	613	90,847	1,666	116,193	2,631	324,230
栗 原	82	38,399	134	21,263	589	24,706	805	84,368
東 部	271	245,655	425	93,256	1,317	125,175	2,013	464,086
登 米	123	69,141	150	16,741	547	23,990	820	109,872
気 仙 沼	90	29,097	111	10,801	376	26,032	577	65,930
計	3,766	2,952,346	7,081	1,883,318	17,462	2,874,437	28,309	7,710,101

(5) 課税標準の特例の適用状況

(単位:件、千円)

区 分		法第73条の14第1項(第2項を含み、法附則第11条第8項及び第11項に該当するものを除く)に該当するもの(1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの(耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第7項に該当するもの(収用控除特例)		法第73条の14第8項に該当するもの(市街地再開発事業)	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	11,562	92,284,898			11	112,052	25	508,915
	承継分	-	-	3,334	15,786,380	-	-	-	-
	小計	11,562	92,284,898	3,334	15,786,380	11	112,052	25	508,915
土 地						5	2,542	18	90,792
計		11,562	92,284,898	3,334	15,786,380	16	114,594	43	599,707

区 分		法第73条の14第12項に該当するもの(家庭的保育事業)(実績)		法第73条の14第12項に該当するもの(家庭的保育事業)(参酌基準によった場合)		法附則第11条第1項に該当するもの(農用地利用集積等促進計画)		法附則第11条第3項に該当するもの(特定目的会社)	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	-	-		-			1	1,650,279
	承継分	1	1,068		801			-	-
	小計	1	1,068	-	801			1	1,650,279
土 地						772	92,625	1	347,043
計		1	1,068	-	801	772	92,625	2	1,997,322

区 分		法附則第11条第5項に該当するもの(投資法人)		法附則第11条第8項に該当するもの(認定長期優良住宅)		法附則第11条第11項に該当するもの(サービス付き高齢者向け賃貸住宅)		法附則第11条第14項に該当するもの(認定経営力向上計画)	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	-	-	2,332	27,254,799	30	104,849		
	承継分	-	-	49	589,829			-	-
	小計	-	-	2,381	27,844,628	30	104,849	-	-
土 地		1	2,004					-	-
計		1	2,004	2,381	27,844,628	30	104,849	-	-

区 分		法附則第11条の5第1項に該当するもの(宅地評価土地)		法附則第51条第1項に該当するもの(東日本大震災による代替家屋)		法附則第51条第2項に該当するもの(東日本大震災による代替家屋の敷地)		法附則第51条第4項に該当するもの(東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替家屋)	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分			31	400,172			1	15,212
	承継分			4	5,400			-	-
	小計			35	405,572			1	15,212
土 地		22,186	118,631,831			16	77,200		
計		22,186	118,631,831	35	405,572	16	77,200	1	15,212

区 分		法附則第51条第5項に該当するもの(東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替家屋の敷地)		廃止後もなおその効力を有する課税標準の特例の規定に該当するもの		その他課税標準の特例の規定に該当するもの		合計	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分			1	93,454	-	-	13,994	122,424,630
	承継分			-	-	-	-	3,388	16,382,677
	小計			1	93,454	-	-	17,382	138,807,307
土 地		-	-	-	-	-	-	22,999	119,244,037
計		-	-	1	93,454	-	-	40,381	258,051,344

(注) 該当がない特例区分については記載を省略しているものがある。